

特35
735

館書圖京東	
函 二	門 新
架 一	部 四一
號	類 二

故

013923-000-7

特35-735

官故

敷田 年治/著

M12

ABB-0163



敷田年治編輯

官故

明治十二年七月廿日御届
同 九月出版

特35
735

東京
高野
山

官故

トリ アツマ ハル ユキ ヒト ハナ
 多^{トリ}の^{ナク}鳴^{アツマ}東^{ハル}の^{ユキ}喜^{ヒト}ひ^{ハナ}り^{ハナ}の^{ハナ}人^{ハナ}も^{ハナ}花^{ハナ}ま^{ハナ}り
 スミ タカ ハ ラ キ シ アヲ ヤキ フカ
 れ^{スミ}隅^{タカ}田^カ川^{ハラ}原^{ハラ}は^{キシ}春^{アヲ}の^{ヤキ}喜^{フカ}極^{フカ}み^{フカ}たり^{フカ}海^{フカ}々^{フカ}
 ミナ ソコ カゲ ユフ クレ フ フネ
 水^{ミナ}底^{ソコ}う^{カゲ}る^{ユフ}る^{クレ}影^フ多^フき^フひ^フく^フ夕^フ暮^フも^フ中^フ舟^フは^フら^フ
 ツキ サツ アツ ヤマヒ
 な^{ツキ}久^{サツ}月^{アツ}は^{ヤマヒ}持^{ヤマヒ}き^{ヤマヒ}し^{ヤマヒ}お^{ヤマヒ}ふ^{ヤマヒ}久^{ヤマヒ}き^{ヤマヒ}る^{ヤマヒ}お^{ヤマヒ}の^{ヤマヒ}れ^{ヤマヒ}病^{ヤマヒ}
 ナガ ヒ ムナ
 師^{ナガ}は^ヒて^{ムナ}長^{ムナ}き^{ムナ}の^{ムナ}候^{ムナ}也^{ムナ}し^{ムナ}は^{ムナ}ら^{ムナ}し^{ムナ}は^{ムナ}
 フリ ナシ テル ナニ ハ シ ミ ヅ
 杉^{フリ}の^{ナシ}持^{テル}無^{ナニ}泥^ハ土^シの^ミ流^ミ水^ミを^ミ家^ミ

。官故序

謗ヨミみきよりのこまのよきとつくめらる
 地書コノフミり紙ヒたききん奉ナりたりはる
 ありユエをヒトコトきふつけはるる明メイ治チ
 と云年トシの十トワまり二フタトセ年ツキの日月ツキかく
 云イフ難波ナニハ大社オホヤシロ生イクみ總クニタマのオホ大御カミを奉ツカは
 中ナカあふ源ヒ成ニありゆのツカみき
 松タケビのツカ屋ビありよきとつくめらる

敷田年治著

官故

天下テンカ小國コクニをシも多タくれど、何ナニまの國クニ々々神カミの造ツクリ造ツクリもざ
 るハ、あアり理リりふを、皇國ミヤクニハハ母ハハ其傳シタいちチトろく、殊ニ
 天地アメノチを作ツクリ成ニし終ハひ、萬國マンクニの祖神ソノカミふ坐イマませり天之御アメノミ
 中主神ナカヌシより遠長トホナガき神代カムヤマトを經スて、今イマの現アキバふ顯津御神ウツツミカミと、
 天下テンカ志シろりめは、天皇スメラミコトを申ウケ奉マツルるも更マシ之、天地アメノチの極オホと大
 海原ウミハラふ海人ウミヒトの拷繩クツナ、うちをシつたるあして、天津日嗣アマツヒツギを
 繼ツグのよ治チりく、傳ツタへまをむ理リハ、既スデ神代カムヤマトふ定サぶかきてさ

世多ハ萬の事ハは—お、神祇を崇敬するを、政躰の
基本とし、百寮百司と官舎を多けれど、上代より神祇
官を最一と立させ給り、職原抄の初篇も、以當官
置諸官之上、是神國之風儀重天神地祇故也、と北畠准
后の記—お、—めたる實不然る事、此官ハ何の程
より、作初多むむ、世降りて持統の御世に至り、神祇官
てふ多見初め、其より百七八十年をうり、前繼體の御
世、神祇伯てふ事も見え、是其事どもの始、ハ
ハあ、序あ、—て、史ハ洩たる、按、此官の起原

ハ、既く神代ハ始、其も神代紀ハ天兒屋命主神事
之宗源者也、故俾以大占之卜事而奉仕焉、高皇產靈尊
因勅曰、吾則起樹天津神籬、及天津磐境、而當爲吾孫奉
齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、
亦爲吾孫奉齋焉、とあり、神籬ハ、即神祠也、後ハ是を
神祇官と云り、其も古語拾遺ハ、爰仰從皇天二祖之詔、
建樹神籬、所謂高皇產靈神、神皇產靈、魂留產靈云々、と
齋院ハ祭ま、八柱の大神を並記せり、みて神籬ハ、神
祇官の古名あり、多を知るべし、持天津神籬とあり、

○官故

○二

其事を奉持て降と詔^{ウケモチ}降^シ意^イあり此神籬を崇神紀及古語拾遺^ヒ比^ヒ莽^モ呂^ロ岐^ギと注^イせり即^ヒ檜^ヒ室^モ城^ロの義^ヒふて宮殿^{ミヤノ}も上代より檜材を用^ヒる制^セあり^ヒバ一^ヒ構^カの内^{ウチ}へ檜木以て屋作^{ヤサ}爲^スと云意^イあり^ヒ磐^イ境^{サカ}の石^{イシ}以て築^キ廻^マらすを云和名抄^{ワナヒ}ふ此神祇官^{カミヤ}を加美豆加佐^{カミマシ}と注^イせり^ヒハ字義^{ジギ}ふよりたる訓^{クニ}ふて此^{コノ}を神籬^{カミヤ}と書^カり^ヒハ上代神事^{カミヤノコト}ふハ潔^{キヤ}所^{トコロ}ふ榮^{サカ}樹^キを立^タめ^テら^シ其内^{ウチ}へ神靈^{カミタマ}を招^オ奉^マり^ヒ也^{ナリ}神籬^{カミヤ}ふ字^ジを當^アたり^ヒ是^{コノ}を神代紀^{カミヤノコト}ふ齋^{イハ}庭^{ニハ}と称^イし^ヒ神武紀^{カミヤノコト}ふ靈^{タマ}時^{トキ}と記^シせり^ヒ何^{ナニ}も同物^{ドウモノ}ふて^ヒ神^{カミ}殿^ノの代^{トコロ}あり

バ屋代^{ヤシロ}と云^ヒるを社^{ヤシロ}字^ジふよ^クうつ^ク善美^{タカミ}を盡^{ツク}たり上^{ウヘ}ふも云^ヒる^ヒとハ^ヒち^チま^マり^リ也^{ナリ}かく^クて神祇官^{カミヤ}も神代^{カミヤノコト}より聞^ク色^{シキ}初^{ハジ}め^テ此官^{コノカミヤ}よ^クて數^{スベテ}度^{タビ}の神事^{カミヤノコト}を行^ハし^ヒめ^テ終^ハふ^ヒふも新嘗^{ニハヒ}祭^{マツル}を以^テて重^{ニハヒ}祭^{マツル}とす^ヒ是^{コノ}亦^モ神代^{カミヤノコト}ふ始^{ハジ}まり^{トシ}神代紀^{カミヤノコト}ふ天照^{アマテラス}大神^ノ當^マ新嘗^{ニハヒ}時^{トキ}云^ヒ々^{ナニ}織^{オリ}神衣^{カミノイ}居^イ齋^{イハ}服^{ハク}殿^ノと見^ミ返^マり^ヒ抑^{オシ}新嘗^{ニハヒ}と^シ其年^{コノトシ}の新穀^{ニハヒ}を以^テて神酒^{カミサケ}を釀^シく^ヒ御飯^{ミイ}ふ炊^ヒき^ヒ此外^{コノトキ}魚^{イサ}類^ノ菜^ナ類^ノ種^{タビ}々^{ナニ}の神饌^{カミツケ}を調^{ツク}供^ケる^ヒ四^シ時^{トキ}祭^{マツル}式^{シキ}ふ見^ミ返^マり^ヒ齋^{イハ}服^{ハク}とハ神服^{カミツケ}ふ^ヒ上代^{カミヤノコト}も新^{ニハヒ}ふ機^{ハシ}殿^ノを作^{ツク}り^ヒ其殿^{コノミヤ}ふ忌^{イミ}籠^{コケ}て織^{オリ}ら^シめ^テ終^ハふ^ヒ其式^{コノシキ}大嘗^{オホニハヒ}祭^{マツル}ふ存^{ゾク}り^ヒ中^{ナカ}昔^{ムカシ}

三河國ミカドに令て、神服を織らしめ給ふ事、其式又織神服者、九月上旬、神祇官差神服カミナトリ社神主一人、給驛鈴カミナトリ一、遣參河國召集神戸ト定織神服長二人、織女六人、工手二人、と仰るが如し、志うるに天照大御神、高天原、小神籬ヒモロギを立新嘗ニヒスの神事を修給ふにハ、何きの神を祭給ふにむ、畏も試ふ推量奉るに、國初の神と云ふを、祭らしたまふにむ、神祇官カミナトリも八神殿ヤチノミヤに別ワカに十五座の神を加、常トコに官中カミナトリに安置奉り、其餘此祭に預給ふに、二百八十一座を阿アませ、三百四座の神を祭給つり、今も

各國各村に、九月十月大小の神社に、神事の行を給るも、即其社の新嘗祭ニヒスに、此祭ニヒスをバ朝廷カミナトリも重オモに給ふ、祭日を致齋ニヒスと、前後を散齋ニヒスと、天子カミナトリにづくと潔齋ニヒス給ふ、佛菩薩ハツラシあど云々、不淨キタナキものをを、口クチに云イハぶに、穢ケガレきと云ふ。也、忌詞イミゴトバを作り、いと侍叶シバヒをざる時ハ、其異名を唱ふと、又延喜式ニヒスに見ミるに、古コに家別イヘノリに新嘗の祭ニヒス有りて、齋戒ニヒスを嚴シふに、又万葉の東歌ニヒスに記シせり、扱アすに、年々六月十二月毎ニヒスに、行イはく、月次祭ツキナヒも、神祇官カミナトリにおイりて、三百四座ニヒスの神を祭イり、祭事毎ニヒスに、諸社カミナトリに幣帛ニヒス

を奉らるゝめ、^シ主上ふを、月次新嘗等の重き神事ふ
ハ、神嘉殿ニ行幸シりて、御親ミツカラ神事を修シめ、若シ故障セ
まバ、親王公卿を神祇官ニ遣ハして、祭事を行ハるゝめ、^シ
ふも亦例あり、此月次ツキナヒの神事ニ、神今食イマノケの祭奠マツルり、神
今食イマノケとハ、獻供を調シ、神を饗アハ奉る義あり、ハ、神饗カミノケと云
るを、饗アハ字誤リて、郷食サトノケの二字ニ作り、是を神今食カミノケとも、神
今食イマノケと母よハるゝハ、古を尋ミぎるゝ妄讀あり、又神嘉殿を
ハ、一名を中院とも稱シ、六條北、烏丸西ニ在リと、拾菴抄
ふ見エたるを、大内裏考證ニ、神祇官の別名ありと、記

せらるゝ失考あり、三代實錄貞觀三年十一月條ニ、新嘗
會也、帝不御神嘉殿、親王公卿向神祇官奉祭、文德實錄
齊衡九年六月條ニ、於神祇官修月次祭、於神嘉殿修神
今食祭、三代實錄元慶四年六月條ニ、月次神今食祭、天
皇不御神嘉殿、所司於神祇官行事、あど見エるニ、如此
毎祭神祇官ニおハりて、行ハるゝめ、^シ其祭式の嚴あり、
りハ、西宮記北山抄江次第等ニ詳あり、凡我國躰ニ、神
祇を敬拜スるを以て、常ニとシ、^シ修メめ、若シ災變聞ケル
り、何れモ、神祇官ニ令ト龜卜ヲを以て神慮を問ハるゝめ、^シ

二季の大板ハ上代の法律あるを、神事を以て和^ナす、
是故小欽明紀ハ、天皇命、神祇伯、敬受^テ策^ヲ神祇と記し、同
紀ハ物部大連尾與中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王、天
下、恒^ニ以^テ天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜、爲^ス事^ト何^レ、
事^トハ政事^ニ於^テ、政字をマツリゴトと訓^スるも、祭事と
一致^スる由^ニ名^ク職原抄神祇官下^ニ、天兒屋根命、孫、天
種子命、專主祭祀事、是乃執朝政之儀也、類聚國史弘仁
七年七月、敕、風雨不時、田園被害、此則國宰不恭祭祀之
所致也、今聞、今茲青苗滋茂、宜^ク敬神道、大致豐稔、庶^レ俾^レ嘉

穀盈畝、黎元殷富、宜^ク仰畿内七道其官長清慎齋戒、奉幣
名神、禱止^シ風雨、莫^ク致漏失、續紀寶龜七年四月條^ニ、勅、祭
祀神祇國之大典、若不誠敬、何^レ以致福、如聞、諸社不修、人
畜損穢、春秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻、言
念^テ於斯、情深慙惕、宜^ク仰諸國莫^ク令更然、日本後紀弘仁二
年二月條^ニ、勅、據^テ今條、凡祭祀者、所司預申、官散齋、日
平旦、頒告諸司、夫散齋之内、不得^レ弔喪、問疾、食^レ、不^レ判刑
殺、不^レ決罰罪人、不作^レ音樂、不^レ預穢惡之事、今至散齋之日、
乃頒告諸司、則諸司情事、或犯禁忌、宜^ク改^メ今條、自今以後

散齋前一日頒告諸司とあり、是ハ嵯峨天皇の勅あり、
敬神の勸慮ハ法令ハ卓_{コト}はせり、續後紀兼和七年四月
條ハ勅敬神如在視民如子、國宰能事古今通規、是以屢
施條章、觀彼治道而吏非公平、民苦疾疫、年穀不登、飢饉
荐臻、論之政迹、理合懲肅、事天之則、懈人之情也、且更下
知五畿内七道諸國改既往之怠、成方来之勤、巡行所部
修造神社、祢宜祝等若有意者、解却決罰、一依前格、年中
修造之數別録言上、若三年之内遣使覆檢、猶有破壞者、
國司郡司科違勅罪、と有り、是ハ仁明天皇の嚴勅あり、

神事を勤て治道を求、終ハ萬代の鑑とす、孝徳
紀ハ大臣蘇我石川麿奏曰、先以祭鎮神祇、然後應議政
事云々、三代實録貞觀六年七月條ハ、頒下五畿并伊賀
伊勢志摩遠江相摸上總等國、云鎮護國家、消伏災害、尤
是敬神祇、欽祭礼之所致也、是以格制頻下、警告慙慙、今
諸國牧宰不慎制、專任神主祢宜祝等、令神社破損、祭
禮疎慢、神明由是發崇、國家以此招災云々、是ハ清和天
皇の嚴制、禁秘御抄ハ、凡禁中作法、先神事後他事、且
暮敬神之勸慮無懈怠、白地_{アカサキ}以神宮并内侍所方、不爲御

跡萬物隨出來必先置臺盤所棚召女官被奉と宣ひ、
菅家遺誠ふ本朝之綱孝者以敬神明為最上神德之微
妙豈有他哉と有り、如此神祇を崇敬終ふる治國安民
ハ神事ふよろず一ハ行難きゆゑ方今三條の御
教則ふも敬神を以て第一條のちどめ告終るる凡
祭政の基づく處を、神祇官みて、此官ふ安置まらるる
神たちハ、延喜式の神名部ふ、神祇官西院坐御巫等祭
神廿三座、並大、月、新嘗、御巫祭神八座、並大、月、次、新嘗、中、神産
日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮
神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神、御門巫祭神八
座、並大、月、新嘗、櫛石窓神、四面門、豐石窓神、四面門、生嶋巫祭
神二座、並大、月、新嘗、生嶋神、足嶋神とあり、已上二十三座ふ
り、此神産日神ハ、女神ふ坐せらるるハ、古事記標注ふ論
トあり、如き文、書紀其外ともふ署たると順序を
違ふ、此神名を初ふ記せらるるハ、由り、玉積産日神
ハ、祝詞式ふ、玉留魂ふ作り、何もの神の御子ふ坐せらるる
詳ふ、生産日神ハ、姓氏録ふ恩智神主高菟命兒伊

賣神、御食津神、事代主神、座摩巫祭神五座、並大、月、次、新嘗、生井
神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神、御門巫祭神八
座、並大、月、新嘗、櫛石窓神、四面門、豐石窓神、四面門、生嶋巫祭
神二座、並大、月、新嘗、生嶋神、足嶋神とあり、已上二十三座ふ
り、此神産日神ハ、女神ふ坐せらるるハ、古事記標注ふ論
トあり、如き文、書紀其外ともふ署たると順序を
違ふ、此神名を初ふ記せらるるハ、由り、玉積産日神
ハ、祝詞式ふ、玉留魂ふ作り、何もの神の御子ふ坐せらるる
詳ふ、生産日神ハ、姓氏録ふ恩智神主高菟命兒伊

久^ク竟^{カミ}命^{ミコト}之後也と記し、舊事記に、神皇產靈尊の御子と
も傳、二神ハ父母神ニ坐^カま^スバ、いづまも^カ妨^ガず、次
ニ足產日神も未^オ考^カず、大宮賣^{オホミヤウメ}ハ、古語拾遺に、今大宮賣
神、侍於御前と^カ何^カ。注^カふ是太玉命、久志備所生、如今世
内侍善言美詞、和君臣間、令宸襟悅懌也とあるは、鈿女
命を申せ。ふや、叔事代主神以上を、八神殿と稱し、天
皇の玉體^{オホミタマ}を守^サり坐^カす大神等も、神代より祭^サり來^キりて見
ゆ、次ニ生井神以下三柱ハ、地名ニ據^カたり、御名ありむ
とハ、聞^クゆものあり、其地詳^カき^ク、波比祇神と阿須

波神ハ大年神の御子ニ坐^カせ^ルるハ、古事記ニ見^レ色^ク
程^カど、是^レと御名の義ハ考^ヘず、或云、伴の五柱ハ、孝德
天皇津國ニ都敷坐^{シキマシ}し時、越前國より迎^ム奉^ルれる神と
云^フ、越前國ハ、此天皇御由縁^{ユケ}よりて、式ニ同國足羽郡
足羽神社、又和名抄^ニ今立郡坂井郷^{サカ}ありて、佐加井と
注^スし且、足羽郡ニ福井^{フク}と云^フ、地名あり、古サカ井と呼^ブ
むも知^レべ^ク、又足羽郡ニ隣^リ坂井郡ありて、和
名抄^ニ佐加乃井^{サカノ}と注^スせれど、古サカ井と云^フむも、是
亦知^レべ^ク、祝詞式^ニ生井榮井津長井^{ナガ}とあり、姑

坂井ふちひて福井とよむべし、志らるゝ外三神も
因處の地名を考へず、津國にも聞ざらん、以上五神ハ
難波の座摩（井カズリ）ふ坐一を、後ふ官ふも招祭する、ふち於古
語拾遺ふ、此神とちの御事を申せ。處ふ大宮地之靈
と注せり、大官所の守護を祈給ふためふ座摩より遷
鎮奉りて、御門の二神ハ、古語拾遺ふ、太玉命子と傳
生嶋神足嶋神ハ、攝津國東生郡の地名ふ因た、御名
ふて、式ふ難波坐、生國魂神二座と何をも一本ふ、生國
咲國魂神社ふ作り、土人て生魂（イナカ）と畧稱せり、此を祝詞

式ふも、生嶋能御巫（イナカノミカコ）と申し、續紀天平九年條ふ、詔云々
給大宮主、御巫、坐摩御巫、生嶋御巫、及諸神、祝部等、爵類
聚國史、天長七年二月、攝津國米五百斛充開、生島教旨
田料、あど何をも思ふふ、生嶋（イナカ）を根（ネ）とて、足嶋と
も、生國咲國とも、地名を文ふ呼殖（イナカ）し、其神を稱申しふ
社（イナカ）り、なめ、古語拾遺ふ、此神等を申せ。處ふ、大八洲
之靈（イナカ）と注せ。ハ、大八洲國の守護を祈給ふためふ、鎮
祭（イナカ）まらふ、上ふ云、る例あり、叔上の八神を、官の齋院ふ
坐（イナカ）は、御門神を、御門ふ坐せ。るを、座摩生嶋の御巫等

○官故

○十

が、祭まゝ、神たちハ、齋院ニ併祭まゝりと察たり、其ハ三代實録、貞觀元年正月、條ニ、神祇官無位生井神奉授、從四位上とあり、此神以下九柱とも、一時ニ神階を進奉まゝ、何まも神祇官云々とあるを見るべし、此神祇官ハ、伯以下の官人多く、れど、祭祀をなすめ、神祇ニ關するを掌り、神祇ニ近奉るハ、御巫の職あり、也、右ニ、御巫、祭神、或ハ座摩、巫、祭神など記せり、凡テ上代より、諸社ニ御巫を附おろし、ハ、皆此例あり、然る座摩生嶋等の御巫等ガ、神祇官ニ坐ませり、神等ニ仕奉るハ

兼たり、ちと神祇官ニハ、別ニ附おけるを、未遷奉らざり、時坐々、地名を、其儘呼傳、一々委バ、知らざり、れど、猶別ニ置給ふ、一ニ去持あり、とめ、此官ニおいて、上代より、祭ニ預給へる神を、八十神とせしと思ふ由あり、其ハ垂仁紀の一書ニ、倭大神、著穂積臣、遠祖、大水口、宿禰而、誨之曰、大初之時期曰、天照大神、悉治、天原皇御孫尊、專治葦原中國之八十魂神、我親治大地、官とあり、是ハ何まの神等ニ坐々む、定ち、ねど、八十魂神とハ式ニ載奉まゝ、三千餘座の内ニ存坐むるハ疑ひ

あり、其より後、欽明紀に恒以天地社稷百八十神、春夏
秋冬祭拜爲事、と有りを思ふ、此御世の程もや、百
神をくわくも加ちり、是より往々加奉り、奈良朝に至りて
は、ちやく三千の數より少く、ざりとおほき、
出雲國百八十七座の、式内の神社も、天平五年に撰る、
風土記に、僅、三座不足あり、他國も准、知べし、續
紀天平九年の詔に、能起風雨爲國家有驗神、未預幣帛
者、悉入供幣之例と見ゆ、其後頒幣の例に預たも、
是彼見ゆ、全式に載たる數に定たるも、文德天皇天

安前後の事あり、然、三代實錄、元慶元年九月、紀
ふ、分遣中臣齋部兩氏、入於五畿七道、諸國、班幣境内、天
神地祇、三千一百三十二神、縁供奉、大嘗會也、と有り、是
を列して、神名式に記せしむ、世に式内社と稱せり、按
ふ、古、神社帳、又神名帳と云書り、三代實錄、貞觀五年
九月、條に、勘解由使、起請二條、其一、曰、神社帳、准官舎帳、
勘了之日、令移式部省、云々、此外政事要略、五十四、同五
十七等、ふも、神社帳と云、見ゆ、と程ど、神名を書集た
る書くとも、聞ゆ、決して神戸神稅等を記せし書ふや

何れもむ、四時祭式、社三百七十五所、座別、繩三尺云々、並見神名帳とあるも、社毎に供する祭具等を記せし書名あり、今昔物語十九、陸奥守トシ、平維叙ト云者有ケリ、貞盛朝臣ノ子也、任國ニ始テ下テ、神拜ト云フ事ト、國ノ内ノ所々ノ社ニ參リ行ルニ云ヒ、守此ト聞テ、極テ不便也ケル事カナ、神ノ御錯ニハ非シ物ヲ、此ノ神本ノ如ク崇メ奉ラム云テ、其ニ暫ク留テ藪切り揮ハシテ、其ノ郡ニ仰セテ、忽ニ社ヲ大キニ造ラセ、邦幣ニ參リ、神名帳ニ入レ奉リ、とあり、是即國毎

ふ、古神社を集めて書ふて、今も是彼遺れる國有り、是真の神名帳あるべし、然るを式の九卷十卷を、神名帳と云ふも、ト部兼俱ら、神名帳頭注をなす、め世に然呼ぶら、つらハ誤ふて、神名式と稱す、此式に載たる神社ハ、國の大小に隨ひ、其數も等し、かゞよふ、山城に一百廿二座、大和に二百八十六座、河内に一百十三座、伊勢に二百五十三座、尾張に一百二十一座、近江に一百五十五座、と、同、大國あり、紀伊に三十一座、美濃に三十九座とあり、並國ありて、甚しき不同あり

すや又小國ふも、伊豆ふ九十二座、壹岐ふ廿四座、對馬
ふ二十九座とあり、を大國とく、薩摩ふ二座、安藝ふ
三座、肥後肥前日向ふ各四座とあり、何故ふかくる不
同をバ、定おきとむ、つゞく其由を推量るふ、持統文武
の間、律令を撰ち、久修ひ一程ちど、舊社を記し、奏べ
きの詔の下、多むふ、當時の國司等の中ふ、古ふ心ふよ
人ハ、等閑ふ其二三座を記し、奏とせしと察せ、又努り
古ふ心を用ひ一官人も、祭神をまは書阿りましたる
即伊豆阿波能登等の、神名を見るべし、か、まを私意

を以て、舊社を埋ち、官人も、末代神の罪人あり、はや
古語拾遺ふ、至大寶年中、初有記文神祇之簿、猶無明案、
望秩之禮未制、其式、至天平年中、勅造神帳、中臣專權任
意取捨、有由者、小祀皆列、无縁者、大社猶廢云々、爰ふ專
權とあり、え、清曆を指せ、あるべし、无縁者、大社猶廢
として、其世の情態ふハ能叶、きど、其も右ふ云、る如く、持
統文武の御世の、國司らの所爲ちて、清曆ハ關らず、
惣て此拾遺ハ、中臣の專權を憤り論むる處、頗事實
ふ過りり、扱又神祇官ふおいて、毎年二月四日祈年の

大祭行をれハ、天武天皇四年二月をトゆるよし、
公事根源ふ記せしごと、其御世の其年の二月、紀ふ見色
後、同年正月、紀ふ祭幣諸社と何を誤たりや、是よ
り先ふ祈年の祭祀とおぼしハ、史ふ往々見色と從
ど、其事と慥ふ記せらハ、天智天皇九年三月、紀ふ於山
御井傍、敷諸神座、而班幣帛、中臣、金、連、宣、祝詞とあり、是
く御井とハ、近江國の今の三井寺の地と云、近江朝ふ
此地ふ神祇官を置けりふや、其後天武天皇十年正
月、持統天皇四年正月、同八年三月等ふ、班幣の祭、見

色と從ど、二月四日ふ定けりハ、其より後あり類聚
國史祈年祭條ふ、延暦十七年九月癸丑、定可奉祈年幣
帛神社、先是諸國祝等、毎年入京各受幣帛、而道路僻遠
往還多艱、今便用當國物云々、字書ふ年、未熟之名とあ
るむ、祈年とハ其年の豐熟を祈るるごとく式ふ載たり、
三千一百卅二座の中、七百卅七座ハ神祇官ふて祭り、
二千三百九十五座ハ國司の祭る處、四時祭式祈年
祭條ふ、致齋之日、平明、奠幣物於齋院、案上并案下、
所司幣薦、掃部寮、設座於内外、
諸祭設座准此、神祇官人、率御巫等入

自中門就西廳座東面北上大臣以下入自北門就北廳
座大臣南面參議以上就廳東座西面王大夫就廳西座東面御巫就廳下座群官入
自南門就南廳座北面東上神部引祝部等入立於西廳
之南庭既而神祇官人降就廳前座大臣以下及諸司共
降就廳前座中臣進就座宣祝詞每一段畢祝部稱唯宣
訖中臣退出大臣以下諸司拍手兩段不稱唯然後皆還
本座伯命云奉班幣帛史稱唯忌部二人進夾案立史以
官次唱御巫及社祝祝稱唯進忌部領幣帛畢大神宮幣帛者置別
案上差史還座申領幣訖諸司退出儀准此又西宮記の
使進之

祈年祭條_二平且上卿著神祇官北門在門中東腋西面王大夫在門外
記在西腋史生在箭西腋上卿著廳座大臣入自南面納言參後戶
議東一間入自巽角南面兼置式筭王大夫著西第一間東面入上卿
召召使音二稱唯參立上卿云式乃省乎刀祢奉入止宣戶
召使稱唯出召輔率群官北面東上五入著入自南門御
巫座西廳前牽御馬十一足兼繫猪鷄神部祝入立西廳南庭神
祇官降居兩儀居砌上敷薦中臣進宣祝詞十段度別中臣出上
卿以下拍手兩段祝還座伯命史令班幣史二人執簡唱社
名忌部二人立案下史申領幣訖次自上退云々去の外北山抄

江次第等大同少異爰レ略レよりレ原書を併見ルべ
一又國幣ニ預ル神社ニ四時祭式ニ國司長官以下准
例散齋三日致齋一日共會祭之祭日并班幣儀其幣皆
用正稅云々以上祈年の祭奠レもの其大躰ニ猶式
社ニハ大小の差レハ名神ノハレ歛レ鞞の祭具ノハ是レら
委ク云ハほレれド爰ニ用ハズルハレ省キテ別書ニ記ス
一ハ々々神祇官の長官をバ上代齋人ト云ヒ一ハを何
程ヨリ此職名ハ失ヒ々々然ル云ヒ一ハ例ニ綏靖紀ニ神
八井耳命ハ懣然ニ自服讓ニ於神ノ淳名川耳尊曰云々吾當ニ爲ス

汝輔之奉典神祇者トありク古事記の此御篇ニ汝命
爲上治天下僕扶汝命爲忌人而仕奉也トありク忌人ト
後ニ伯ノ當キ職員令ニ神祇官伯一人掌神祇祭祀
祝部神戶名籍大嘗鎮魂御巫ト兆惣判官事ヲ餘長官判
事准此大副一人掌同伯餘次官不注職掌者掌同長官
少副一人掌同大副大祐一人掌糾判官内審署文案勾
誓失知宿直餘判官准此少祐一人掌同大祐大史一人
掌受事上抄勘署文案檢出誓失讀申公文餘主典准此
少史一人掌同大史神部三十人卜部二十人使部三十

○官故

○十六後

人直丁二人とあり、此長官を伯と云ハ、周禮ハ大宗伯
と云官有り、其職掌を同書ハ、惟王建國辨方正位體
國經野設官分職以爲民極、乃立春官宗伯、使師其屬而
掌邦禮以佐王、和邦國と有り、宗伯を略タ、名之、又唐
六典ハ、禮部尚書と云職有り、注ハ龍朔二年改爲司
禮大常伯と記シ、唐書百官志ハ、大常寺卿一人云々、掌
禮樂郊廟社稷之事とあり、大常寺ハ、大常伯の事ニカ
かるヲ、ふどを以テ、作當タルヲ、め、和名抄ハ、此伯を
加微とよめ、お、あ、の例ハ、あ、上ハ出

セ、イハヒビトと、訓まほ、く、む、神代紀ハ、天兒屋
命、主神事之宗源者也、故、俾、以、大占之、ト、事、奉、仕、焉、と、あ
るハ、神祇伯ハ、此事の書ハ、見、區、た、ハ、繼體天皇元
年、紀ハ、立、手、白、香、皇、女、爲、皇、后、遣、神、祇、伯、等、敬、祭、神、祇、求
天皇息、答、民、望、云、々、欽、明、天、皇、十、六、年、紀、ハ、天、皇、命、神、祇
伯、敬、受、策、於、神、祇、云、々、ふ、ど、何、事、と、其、姓、名、逸、て、傳、ま、
ず、按、ハ、神、代、の、古、事、を、以、テ、中、臣、氏、ハ、や、任、給、ハ、む、皇
極、天、皇、三、年、紀、ハ、以、中、臣、鎌、子、連、拜、神、祇、伯、持、統、天、皇、五
年、紀、ハ、神、祇、伯、中、臣、朝、臣、大、嶋、讀、天、神、壽、詞、續、紀、和、銅、元

年三月條小、以從四位上中臣、意美麿爲神祇伯と見也
て、猶中臣氏の伯小任た。往々見也、又他氏を以て伯
小任た。例ハ、三代實錄、貞觀十年二月條小、以山城守
從四位上高階真人岑雄爲神祇伯、同天平十三年七月
條小、從四位上勳十二等巨勢朝臣奈氏麻呂爲左大辨
兼神祇伯、續後紀、兼和十年二月條小、從四位上橘朝臣
氏人爲神祇伯、三代實錄、貞觀九年二月條小、以從四位
下行山城權守、在原朝臣善淵爲神祇伯、續紀、天平寶字
元年六月條小、以從三位石川朝臣年足爲神祇伯、同六

年十二月條小、以御史大夫正三位、文室真人淨三爲神
祇伯、古語拾遺小、至于難波、長柄豐前朝、白鳳四年以小
華下、諱齋部首作賀斯、拜神官頭、今、神祇伯也、あど見るべし、
故小職原抄神祇伯條小、昔者諸氏混任、或又大中臣氏
任之、中古以來、花山院御子、彈正尹清仁親王後胤、相續
他人不任之、彼流四五品之時、給源姓、雖任中少將、任伯
之日復于王氏、是近例也とあり、清仁親王ハ、花山天皇
の御長男也、彈正尹小任し、長元三年七月六日薨、
よ、日本紀畧小見也、今紹運錄、及新編系譜等小

徴て、三五代を出づ

花山天皇

諱師貞冷泉天皇之皇子永觀十年
即位寛弘五年崩御壽四十一

清仁親王

彈正尹御母若狹守平祐之女

延信王

從四位上神祇伯侍從

康資王

神祇伯右京權大夫

源顯康

從五位下安藝權守

顯廣王

正四位下神祇伯

仲資王

太皇太后宮權大夫兵部卿正三位神祇伯

業資王

從三位神祇伯

源資光

從四位下侍從

資邦王

從三位神祇伯

業顯王

從二位神祇伯

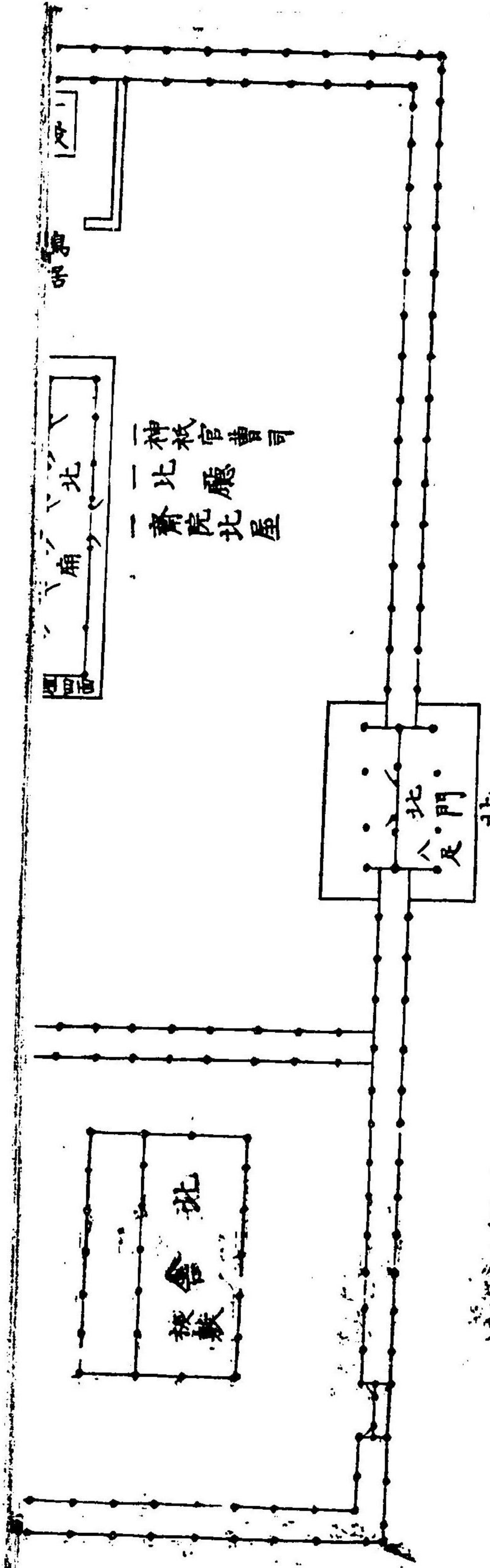
右延信王の流を白川と稱し、源氏を賜たり、伯ふ任むる日ハ、源氏を止り、某王と稱まら、又他ふ例を聞かず、王とハ皇親の稱ふて、六七代を俟ず、姓を賜ひて王号

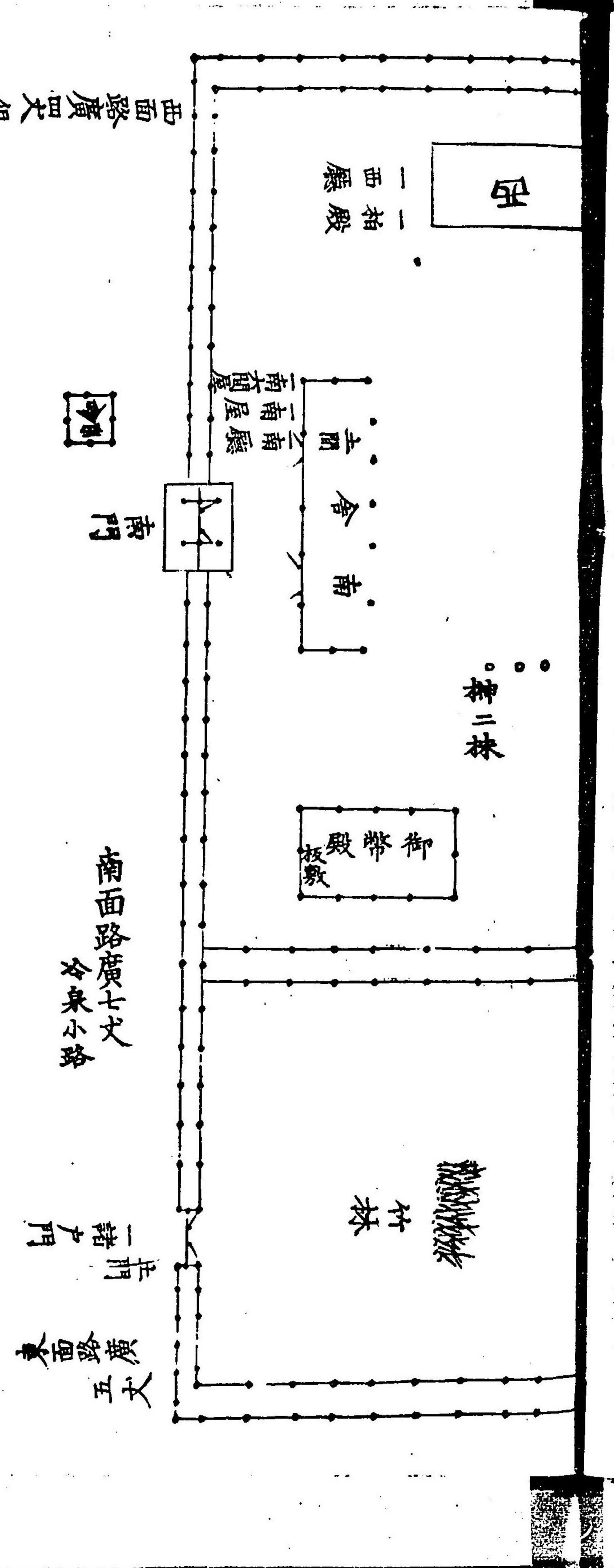
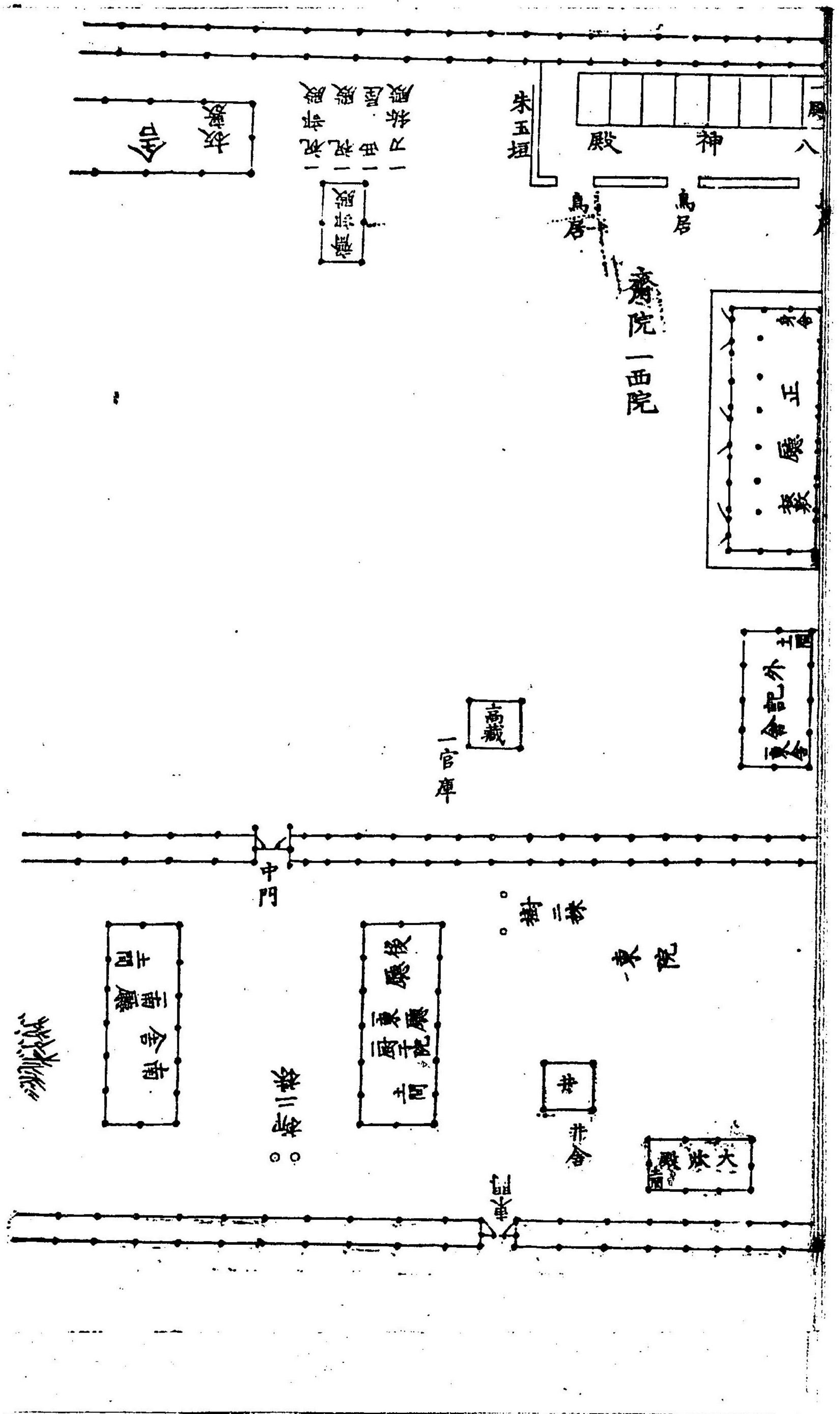
を傳、つゝ是亦例あり。ふ、累代王氏を家子傳ふるは、皇
 親ふ伯を任、つゝふ意あり、神祇を尊とたふより起り、
 蓋神八井耳命の遺風あり、つゝ、叔伯以下使部直丁以
 上、神祇官ふ關、つゝるもの、令ふ記せらる處ハ、八十九員あり、
 後世より思へた、甚盛あり、つゝと云、つゝきを、持統天皇八
 年、紀ふ、賜神祇官頭、至祝部等、一百六十四人、つゝ布、各有
 差とあり、つゝバ、令時より、又盛あり、つゝを思ふ、つゝ、つゝ、つゝ
 神祇官ハ、奈良朝ふも何所ふ、つゝのあり、状ふ、造、つゝひ、つゝ
 む、つゝ、つゝ、つゝ、桓武天皇以後ハ、春日、南堀川、西、二町、大

炊御門北、大宮東、蓋園西一町と、拾芥抄ふ記せり、爰ふ
 内藤廣前が、古圖を考正して、著したるを約て、左ふ記
 す

神祇官古圖 以曲尺二分爲一丈

郁芳門大路廣前史





。 。

。 。

猶わづく元の姿を失がせむ、足利尊氏が勢を神祇官に集た、事太平記に見えたるを併思ふべし、其後應仁の兵火に罹り、形もあきなりつゝを、文明十六年卜部兼俱卿吉田山の神樂岡に遷奉しと長興日記に記し、又天正十八年四月十八日、卜部兼右卿私に神樂岡に遷奉まうと、大嘗會具釋に記せり、其をいふは、ゆき足利數代の間、ゆきぬ状にあり、果つるを顧みず、豊公に及び、未再興に暇なく、征韓中に盡し、徳川氏代りて、兵權を執ると云ども、足利の流弊を受け、二百六

十年來、猶元の儘に打措き、近頃まぐ二條城北あり、諸司代屋敷ぞ、在昔神祇官の跡ありと、うち聞おも淺ましく、胸塞むるを、明治元年御改制のときとありて、御親ミツカラ萬機に臨み、何をばおき、神祇官御建築の宣下ありて、學修院を官代と定させ、其官人を任給ふ、爰を以て七百年の昔に復給ふと、天下億兆をトめ、愁眉を開き、歡びあへり、い豈計んや、明治四年八月八日、諸官の棟梁たる神祇官を、神祇省に下し給ひ、同五年三月十四日、教部省と改させ、同十年一月廿

三日又廢^シ祭^ハ神祇小關^ハ。もろて式部、察と内務省と
小附^ラ。おく由^シ。今も其名の^もも残らざるハ、何^レ
す悲^シ。業あらずや、抑國初以來聞^ズ。小胸うち騷^ル
おくるの、あきあ^ハもあ^ラざる中^ハ。昔、燕我馬子の逆
臣、既戸皇子と心を通^シ。畏^ルも崇峻天皇を弒^シ奉^リ。是
世の一大變あり。次^ハ北條泰時三皇を三嶋へ遷奉^リ。
北條高時も後醍醐天皇を、北海へ遷奉^ル。是亦一大變
あり。方今神代以來の神祇官を廢^シ。神國の名義を貶^ム
一^ハ。終^ハも、又一大變あ^ラずとハ、云^フ。た^ハ古語^ハ。絶^タ

るを繼^ギ。廢^スきたるをおこすと云^フ。あるを聞^キ。此
聖代^ハ。絶^タを廢^シ。ふハ深^キ。遠^キ。也^ハ。名^ハよ
し。を何^レ。つ^ハ。む。其^ハ。學^ビ。淺^ク。才^ハ。少^キ。年^ハ。治^ラ。ラ。管^見
ふハ懸^テ。も窺^ヒ。ま^ハ。づ^キ。よ^ハ。何^レ。あ^ラ。ず^ハ。一^ハ。よ

明治十一年五月

官故畢

相傳り板の裏にめ書存下の神道
中書院の文庫の神の書に傳り
和〜和〜の〜を傳り傳り
阿〜阿〜の〜を傳り傳り
糸の伝る事〜代〜の〜を傳り傳り
麻の〜社も彼官よ〜の〜を傳り傳り
もも〜の〜の〜の〜の〜の〜

或は孫輝一其是の書の功も甚くあり
をれあま〜と難波の磯たり〜ふより
こは美穂那の藤の友毛のいも〜と
ま〜と〜お〜と〜と〜と〜と
明治十二年七月

彦摩神社祖安書

権少教正渡邊資政

友友友

注一、手古くの大い花々の色も〜
政子〜と〜と〜と〜と〜と〜と
ひ〜と〜と〜と〜と〜と〜と
形〜と〜と〜と〜と〜と〜と
多〜と〜と〜と〜と〜と〜と
彦〜と〜と〜と〜と〜と〜と

思ふに、お稲むしり、愛田は、吾人の風のもの
なま、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現
す、神代より中昔に、を證するの現

明治十二年七月三十日御届
同 九月 出版

定價 拾錢

編輯人

堺縣下平民

敷田 年 治

河内國第三大區一小區決田
門真四條村百番地

出版人

大阪府下平民

松田 正 助

西區京町堀上通三丁目廿六番地

